

## 生活保護判決

## 生存権軽視への警鐘だ

安倍政権下での生活保護費の大幅な減額に、これまでになく厳しいノーの判決が突きつけられた。政策決定の過程を丁寧に検証して厚生労働省の恣意的な対応を指摘しており、納得できる内容だ。憲法25条の生存権にかかわる制度を軽んじる行政への警鐘と受け止める必要がある。

名古屋高裁が先週、2013年から段階的に行われた生活保護の基準引き下げについて、減額処分の取り消しと国家賠償を命じる判決を言い渡した。客観的合理的根拠のない手法を積み重ねて減額率を大きくするなど、違法性が大きいと断じた。

同様の裁判は全国で30件あり、すでに一審判決が出た22件のうち、引き下げを違法とした判断が12件にのぼる。控訴審では、4月の大阪高裁は一審判決を覆って引き下げを適法としたが、2例目の今回

は違法としたうえ、初めて国の賠償責任も認めた。

今回の判決が問題視したのは、減額の二つの手法だ。

まず、一般低所得世帯との比較を通じた専門家の検証に基づく調整を、厚労省がひそかに半分にとどめて必要な引き上げをしなかったことだ。

「激変緩和」との説明は成立しないとも指摘されている。

さらに、厚労省が独自に算定した指数をもとに、専門家にも諮らずにこの時だけ物価下落分の調整をした点も厳しく批判した。受給世帯の生活状況に合わない政策判断で、その妥当性について専門技術的な検討をした様子もどうかかわれないからだ。

裁判では、立案にあたった厚労省の官僚も出廷したが、役所の意思形成過程にかかわるとして多くの証言を拒否した。説明すら十分できないようでは、当時の田村憲久厚労

相の判断に対し、判決が「過程や手続きに過誤、欠落があり、裁量権の範囲の逸脱、乱用があった」と結論つけたのも当然だろう。

異例の引き下げの背景にあるとみられるのが、12年末の衆院選で「生活保護の1割カット」を公約に掲げた自民党が政権に復帰したことだ。一審判決は、こうした政治状況が影響した可能性は否定できないとし、「自民党の政策は国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」と、引き下げ容認の根拠にした。

だが、そのような考え方は、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利は守れない。今回の判決が指摘するように、基準は検証可能なかたちで厳格に判断されるべきであり、過程を具体的に公にすることが不可欠である。それを怠ったことを関係者は深く省みるべきだ。